

第8章 下請法に関する業務

第1 概説

下請法は、経済的に優越した地位にある親事業者が下請代金の支払を遅延するなどの行為を迅速かつ効果的に規制することにより、下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護する目的で、独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法として昭和31年に制定された。

下請法は、親事業者が下請事業者に対し物品の製造・修理、プログラム等の情報成果物の作成及び役務の提供を委託する場合、親事業者に下請事業者への発注書面の交付（第3条）並びに下請取引に関する書類の作成及びその2年間の保存（第5条）を義務付けているほか、親事業者の禁止事項として、①受領拒否（第4条第1項第1号）、②下請代金の支払遅延（同項第2号）、③下請代金の減額（同項第3号）、④返品（同項第4号）、⑤買ったとき（同項第5号）、⑥物の購入強制・役務の利用強制（同項第6号）、⑦報復措置（同項第7号）、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済（同条第2項第1号）、⑨割引困難な手形の交付（同項第2号）、⑩不当な経済上の利益の提供要請（同項第3号）、⑪不当な給付内容の変更・不当なやり直し（同項第4号）を定めており、これらの行為が行われた場合には、公正取引委員会は、その親事業者に対し、当該行為を取りやめ、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講ずるよう勧告する旨を定めている（第7条）。

なお、公正取引委員会は、こうした下請法違反行為の未然防止を図る観点から、下請法の普及啓発に関する取組を行っている（第9章参照）。

第2 違反事件の処理

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあるため、公正取引委員会は、中小企業庁と協力し、親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的な調査を実施するなど違反行為の発見に努めている（第1表及び附属資料5-1表参照）。

これらの調査の結果、違反行為が認められた親事業者に対しては、その行為を取りやめさせるほか、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じさせている（第2表及び附属資料5-2表参照）。

1 書面調査

公正取引委員会は、令和4年度において、資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者7万名（製造委託等（注1）3万7993名、役務委託等（注2）3万2007名）及びその下請事業者30万名（製造委託等17万6799名、役務委託等12万3201名）を対象に書面調査を実施した（第1表参照）。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2) 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況の推移

(単位：名)

年度	区分	書面調査実施件数	
		親事業者調査	下請事業者調査
令和4年度		70,000	300,000
	製造委託等	37,993	176,799
	役務委託等	32,007	123,201
令和3年度		65,000	300,000
	製造委託等	37,280	169,318
	役務委託等	27,720	130,682
令和2年度		60,000	300,000
	製造委託等	36,128	196,879
	役務委託等	23,872	103,121
令和元年度		60,000	300,000
	製造委託等	35,810	200,190
	役務委託等	24,190	99,810
平成30年度		60,000	300,000
	製造委託等	39,175	211,741
	役務委託等	20,825	88,259

2 違反被疑事件の新規着手件数及び処理件数

(1) 新規着手件数

令和4年度においては、新規に着手した下請法違反被疑事件は8,267件である。このうち、書面調査により職権探知したものは8,188件、下請事業者等からの申告によるものは79件である（第2表及び附属資料5－2表参照）。

(2) 処理件数

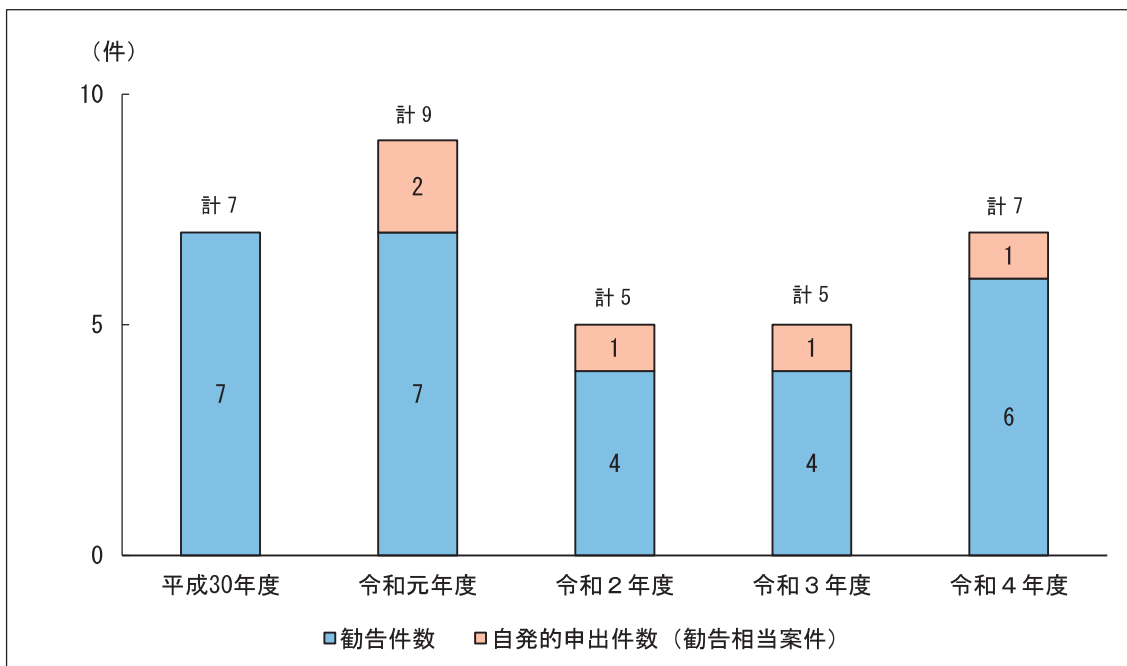
令和4年度においては、公正取引委員会は、8,757件の下請法違反被疑事件を処理し、このうち、8,671件について違反行為又は違反のおそれのある行為（以下総称して「違反行為等」という。）があると認めた。このうち6件について同法第7条の規定に基づき勧告を行い、いずれも公表し、8,665件について指導の措置を採るとともに、親事業者に対して、違反行為等の改善及び再発防止のために、社内研修、監査等により社内体制を整備するよう指導した（第2表、第1図及び附属資料5－2表参照）。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況の推移

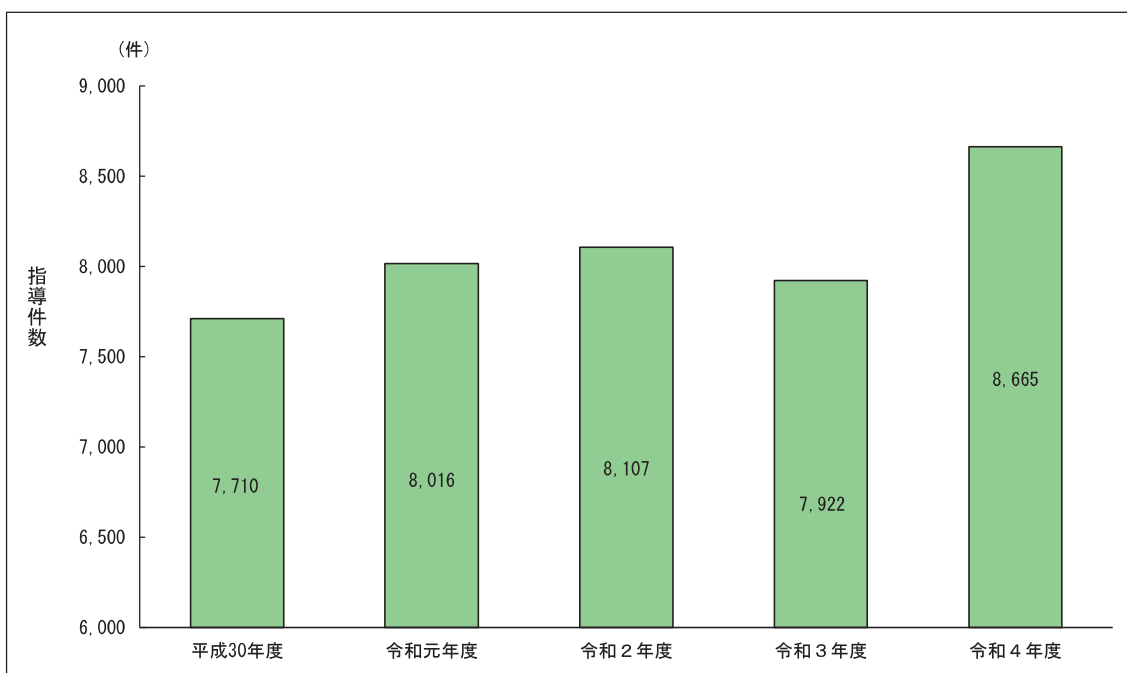
(単位：件)

区分 年度	新規着手件数				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導	小計		
令和4年度	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
製造委託等	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
役務委託等	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
令和3年度	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
製造委託等	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
役務委託等	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
令和2年度	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
製造委託等	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
役務委託等	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
令和元年度	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
製造委託等	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
役務委託等	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
平成30年度	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
製造委託等	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
役務委託等	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586

第1図 下請法の事件処理件数の推移



（注）自発的申出事案については後記 5 参照。



3 違反行為類型別件数

令和4年度において勧告又は指導が行われた違反行為等を行為類型別にみると、手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は7,531件（違反行為類型別件数の延べ合計の51.5%）である。このうち、発注時に下請代金の額、支払方法等を記載した書面を交付していない、又は交付していても記載すべき事項が不備のもの（第3条違反）が6,697件、下請取引に関する書類を一定期間保存していないもの（第5条違反）が834件である。ま

た、実体規定違反（第4条違反）は、7,098件（違反行為類型別件数の延べ合計の48.5%）となっており、このうち、下請代金の支払遅延（同条第1項第2号違反）が4,069件（実体規定違反件数の合計の57.3%）、下請代金の減額（同項第3号違反）が1,273件（同17.9%）、買ったたき（同項第5号違反）が913件（同12.9%）となっている（第3表及び附属資料5－3表参照）。

第3表 下請法違反行為類型別件数の推移

（単位：件、％）

年 度 違反行為類型		令和4年度			令和3年度			令和2年度		
		製造 委託等	役務 委託等		製造 委託等	役務 委託等		製造 委託等	役務 委託等	
実 体 規 定 違 反	受領拒否 （第4条第1項第1号違反）	49 (0.7)	36 (0.8)	13 (0.5)	48 (0.6)	40 (0.8)	8 (0.3)	40 (0.5)	36 (0.7)	4 (0.1)
	下請代金の支払遅延 （第4条第1項第2号違反）	4,069 (57.3)	2,273 (52.3)	1,796 (65.3)	4,900 (62.2)	2,909 (57.9)	1,991 (69.9)	4,738 (59.4)	2,881 (54.7)	1,857 (68.5)
	下請代金の減額 （第4条第1項第3号違反）	1,273 (17.9)	860 (19.8)	413 (15.0)	1,195 (15.2)	826 (16.4)	369 (12.9)	1,471 (18.4)	1,072 (20.4)	399 (14.7)
	返品 （第4条第1項第4号違反）	22 (0.3)	19 (0.4)	3 (0.1)	11 (0.1)	9 (0.2)	2 (0.1)	15 (0.2)	15 (0.3)	0 (0.0)
	買ったたき （第4条第1項第5号違反）	913 (12.9)	524 (12.1)	389 (14.1)	866 (11.0)	493 (9.8)	373 (13.1)	830 (10.4)	497 (9.4)	333 (12.3)
	購入・利用強制 （第4条第1項第6号違反）	50 (0.7)	31 (0.7)	19 (0.7)	48 (0.6)	29 (0.6)	19 (0.7)	76 (1.0)	47 (0.9)	29 (1.1)
	報復措置 （第4条第1項第7号違反）	4 (0.1)	3 (0.1)	1 (0.0)	12 (0.2)	9 (0.2)	3 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	有償支給原材料等の対価の早期決済 （第4条第2項第1号違反）	71 (1.0)	61 (1.4)	10 (0.4)	72 (0.9)	62 (1.2)	10 (0.4)	78 (1.0)	72 (1.4)	6 (0.2)
	割引困難な手形の交付 （第4条第2項第2号違反）	225 (3.2)	211 (4.9)	14 (0.5)	293 (3.7)	282 (5.6)	11 (0.4)	314 (3.9)	303 (5.8)	11 (0.4)
	不当な経済上の利益の提供要請 （第4条第2項第3号違反）	349 (4.9)	278 (6.4)	71 (2.6)	332 (4.2)	290 (5.8)	42 (1.5)	297 (3.7)	255 (4.8)	42 (1.5)
	不当な給付内容の変更・やり直し （第4条第2項第4号違反）	73 (1.0)	52 (1.2)	21 (0.8)	101 (1.3)	79 (1.6)	22 (0.8)	120 (1.5)	89 (1.7)	31 (1.1)
	小 計（注）	7,098 (100)	4,348 (100)	2,750 (100)	7,878 (100)	5,028 (100)	2,850 (100)	7,979 (100)	5,267 (100)	2,712 (100)
手 続 規 定 違 反	発注書面不交付・不備 （第3条違反）	6,697	4,271	2,426	5,401	3,703	1,698	6,003	4,181	1,822
	書類不保存等 （第5条違反）	834	492	342	732	450	282	934	612	322
	虚偽報告等 （第9条第1項違反）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	7,531	4,763	2,768	6,133	4,153	1,980	6,937	4,793	2,144
合 計		14,629	9,111	5,518	14,011	9,181	4,830	14,916	10,060	4,856

（注）（ ）内の数値は、実体規定違反全体に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入したため、合計は必ずしも100.0とならない。

4 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和4年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者180名から、下請事業者6,294名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額11億3465万円相当の原状回復が行われた。

主なものとしては、①下請代金の減額事件において、親事業者は総額8億5561万円を下請事業者に返還し、②下請代金の支払遅延事件において、親事業者は遅延利息等として総額1億4064万円を下請事業者に支払い、③返品事件において、親事業者は総額1億1512万円相当の商品を下請事業者から引き取り、④不当な経済上の利益の提供要請事件において、親事業者は総額1865万円の利益提供分を下請事業者に返還した（第4表及び第2図参照）。

第4表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	返還等を行った 親事業者数（注2）	返還等を受けた 下請事業者数（注2）	原状回復の金額（注1）
減額	令和4年度	64名	4,046名	8億5561万円
	令和3年度	65名	2,561名	3億3909万円
	令和2年度	71名	3,858名	3億7155万円
	令和元年度	104名	4,087名	17億6191万円
	平成30年度	120名	4,593名	1億8367万円
支払遅延	令和4年度	95名	1,836名	1億4064万円
	令和3年度	105名	2,970名	1億2035万円
	令和2年度	126名	2,340名	9364万円
	令和元年度	132名	2,931名	3億2026万円
	平成30年度	165名	4,901名	4億2288万円
返品	令和4年度	8名	266名	1億1512万円
	令和3年度	3名	3名	5676万円
	令和2年度	4名	33名	1168万円
	令和元年度	11名	106名	6億6438万円
	平成30年度	7名	59名	1911万円
不当な経済上の 利益の提供要請	令和4年度	9名	140名	1865万円
	令和3年度	7名	58名	978万円
	令和2年度	10名	84名	5923万円
	令和元年度	8名	229名	2556万円
	平成30年度	7名	346名	1750万円
買いたたき	令和4年度	1名	1名	302万円
	令和3年度	-名	-名	-
	令和2年度	-名	-名	-
	令和元年度	2名	2名	3万円
	平成30年度	3名	14名	244万円
受領拒否	令和4年度	1名	1名	139万円
	令和3年度	1名	9名	2767万円
	令和2年度	1名	1名	5万円
	令和元年度	1名	1名	208万円
	平成30年度	1名	1名	162万円
やり直し等	令和4年度	1名	3名	16万円
	令和3年度	2名	10名	488万円
	令和2年度	3名	37名	323万円
	令和元年度	2名	4名	49万円
	平成30年度	2名	3名	24万円

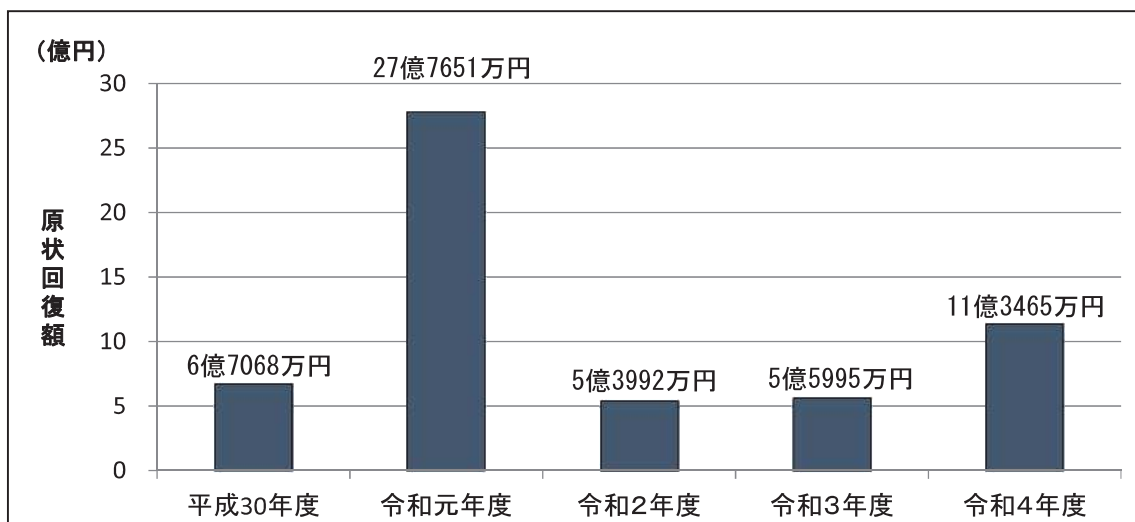
違反行為類型	年度	返還等を行った 親事業者数（注2）	返還等を受けた 下請事業者数（注2）	原状回復の金額（注1）
有償支給原材料等の 対価の早期決済	令和4年度	1名	1名	1万円
	令和3年度	4名	14名	138万円
	令和2年度	1名	1名	50万円
	令和元年度	3名	5名	6万円
	平成30年度	9名	95名	2088万円
割引困難な 手形の交付	令和4年度	-名	-名	-
	令和3年度	-名	-名	-
	令和2年度	-名	-名	-
	令和元年度	1名	10名	109万円
	平成30年度	2名	8名	5万円
購入等強制	令和4年度	-名	-名	-
	令和3年度	-名	-名	-
	令和2年度	-名	-名	-
	令和元年度	4名	94名	61万円
	平成30年度	5名	152名	225万円
合計	令和4年度	180名	6,294名	11億3465万円
	令和3年度	187名	5,625名	5億5995万円
	令和2年度	216名	6,354名	5億3992万円
	令和元年度	268名	7,469名	27億7651万円
	平成30年度	321名	10,172名	6億7068万円

（注1）違反行為類型ごとの返還等の金額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。

（注2）親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

（注3）該当がない場合を「-」で示した。

第2図 原状回復の状況



5 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表（https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12649209/www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html））。

令和4年度においては、前記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は23件であった（第5表参照）。また、同年度に処理した自発的な申出は20件であり、そのうちの1件については、違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当する事案であった。同年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者91名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額8億2106万円相当の原状回復が行われた（注）。

（注）前記 4 記載の金額に含まれている。

第5表 自発的な申出の件数

（単位：件）

平成30年度	平成元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
73	78	24	32	23

6 勧告事件及び主な指導事件

令和4年度における勧告事件及び主な指導事件は次のとおりである。

(1) 勧告事件

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
食料品及び飲料品の卸売業 (4.9.9勧告)	㈱エスアイシステムは、令和元年11月から令和2年12月までの間、「写真代」を、下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者46名に対し、総額3628万847円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)
包装資材、販売促進用商品等の卸売業 (5.3.8勧告)	廣川㈱は、令和3年9月から令和4年10月までの間、次のアからウまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 ア 「歩引」の額 イ 「でんさい手数料」の額 ウ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、廣川㈱が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額 減額金額は、下請事業者87名に対し、総額1323万6486円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
発電用バルブの製造業等 (5.3.16勧告)	岡野バルブ製造㈱は、遅くとも令和3年8月1日から令和4年12月6日までの間、自社が所有する木型及び金型を無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
食品等の販売業 (5.3.17勧告)	㈱キャメル珈琲は、次の行為を行っていた。 ① 下請代金の減額 令和3年5月から令和4年12月までの間、オンラインストアで販売した商品の下請代金を支払う際に、「センターフィー」を、下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 ② 返品 ア 下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、令和3年5月から令和4年7月までの間、当該商品を引き取らせていた。 イ 一部の下請事業者に返品に係る送料を負担させていた。 ③ 不当な経済上の利益の提供要請 令和3年5月から令和4年7月までの間、前記②の返品をするに当たり生じる人件費や保管費等の諸経費の一部を確保するため、「契約不適合商品処理負担金」を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。 減額金額は、下請事業者58名に対し、総額748万4506円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。また、返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者49名に対し、総額305万3210円であり、同社は勧告前に返品した商品の下請代金相当額を支払っている。さらに、提供させた金額は、下請事業者46名に対し、総額313万160円であり、同社は勧告前に提供させた金額を下請事業者に返還している。	①第4条第1項第3号(下請代金の減額の禁止) ②第4条第1項第4号(返品の禁止) ③第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
電動工具の販売業 (5.3.27勧告)	工機ホールディングス㈱は、原材料価格の上昇等を背景として単価引上げを求める下請事業者に対して、実際には具体的な単価引上げの計画などなかったにもかかわらず、令和3年1月、今後、段階的に単価を引き上げる旨を伝え、その言動を信頼した下請事業者に、下請事業者の製造原価未満の新単価を受け入れさせることにより、下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めていた。 本件下請事業者が提示した見積単価を用いて計算した代金の額と下請代金の額との差額は、302万9268円であり、同社は勧告前に差額分を下請事業者に支払っている。	第4条第1項第5号 (買いたたきの禁止)
日用雑貨品、家具等の販売業 (5.3.29勧告)	㈱ナフコは、令和3年2月から令和4年12月までの間、下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る受入検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた。 返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者181名に対し、総額4042万6744円である。	第4条第1項第4号 (返品の禁止)

(2) 主な指導事件

違反行為等の概要	関係法条
貼り合わせ加工紙の製造等を下請事業者に委託しているA社は、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因した需要の減少を理由として、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。	第4条第1項第1号 (受領拒否の禁止)
ボーリング調査、測量等を下請事業者に委託しているB社は、「毎月末日締切、翌々月5日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。	第4条第1項第2号 (下請代金の支払遅延の禁止)

違反行為等の概要	関係法条
食料品及び飲料品の製造を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をせずに、振込手数料を下請代金の額から減じていた。	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)
クッキーの製造等を下請事業者に委託しているD社は、下請事業者から商品を受領した後に、売れ残って賞味期限が短くなった商品を引き取らせていた。	第4条第1項第4号 (返品 of 禁止)
港湾運送業務を下請事業者に委託しているE社は、エネルギーコスト等が高騰したことを理由として、下請事業者から取引価格の引上げを求められたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。	第4条第1項第5号 (買いたたきの禁止)
スポーツ用品の製造等を下請事業者に委託しているF社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社が主催するゴルフ大会の観戦チケットを購入させていた。	第4条第1項第6号 (購入・利用強制の禁止)
粘着紙等の原材料の製造等を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているところ、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除することとなる支払制度を採っていた。	第4条第2項第1号 (有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止)
建設機械器具の修理等を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形（最長150日）を交付していた。	第4条第2項第2号 (割引困難な手形の交付の禁止)
電線材料等の製造を下請事業者に委託しているI社は、自社が所有権を持つ金型を下請事業者に貸与して部品の製造を委託しているところ、長期間使用されない金型を無償で保管させていた。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
運搬用機械器具の部品の製造を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者からの給付について、下請事業者の責めに帰すべき理由なくやり直しをさせているにもかかわらず、当該やり直しに伴って生じた費用を負担していなかった。	第4条第2項第4号 (不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止)